

議案第 6 8 号

長与町駐車場条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 8 年 9 月 1 日

長与町長 吉 田 愼 一

提案理由

長与町駐車場の機械化による無人化運営を実施するに当たり、料金体系の見直し、違法駐車車両及び放置車両への対応、定期駐車券の再発行手続等に係る規定を整備するもの。

長与町駐車場条例の一部を改正する条例

長与町駐車場条例（昭和55年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「回数駐車券及び」を削り、同条第3項中「回数駐車券又は」を削る。

第4条ただし書中「回数駐車券及び」を削り、「駐車の使用料については」を「場合にあっては」に改める。

第10条を第14条とし、第7条から第9条までを4条ずつ繰り下げる。

第6条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

（使用料の還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（違法駐車車両及び放置車両に関する措置）

第7条 町長は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に従わず駐車した自動車（以下この条において「違法駐車車両」という。）及び放置されている自動車（以下「放置車両」という。）については、当該車両の所有者又は利用者（以下この条において「所有者等」という。）を調査し、所有者等に対し、違法駐車車両又は放置車両を移動若しくは撤去するよう勧告することができる。

2 町長は、前項の勧告を受けた所有者等が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 町長は、所有者等が前項の命令に従わないときは、違法駐車車両及び放置車両を移動し、又は撤去をすることができる。

4 前項の規定による移動又は撤去の費用については、所有者等が負担するものとする。

（定期駐車券の再発行）

第8条 定期駐車券を紛失し、又は損傷した者は、町長に対して申請することにより、その再発行を受けることができる。

（定期駐車券に係る手数料）

第9条 前条の規定により定期駐車券の再発行を受ける者は、2,000円の手数料を納付しなければならない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

車両の種類	場所	普通使用料（1回）	定期使用料（月額）
普通自動車 小型自動車 軽自動車	長与町駐車場	60分までごとに100円（ただし、午後10時から翌日午前8時までは、60分までごとに100円を加算し	8,800円

		た額が500円を超える場合にあっては、500円)	
	吉無田駐車場	—	5,500円

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち、貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員11名以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 2 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち、二輪自動車及び三輪自動車を除いたものをいう。
- 3 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち、二輪自動車及び三輪自動車を除いたものをいう。
- 4 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

この条例は、令和9年1月4日から施行する。